

# 「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」の概要

令和元年12月10日 子ども・子育て会議

## はじめに

- ▶ 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行後、政府は、保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできた。今年10月からは、幼児教育・保育の無償化が開始。
- ▶ 子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目途として、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされている。
- ▶ 平成27年度の施行から数えて今年度が5年目。今般、子ども・子育て会議において、地方分権改革に関する提案事項や制度の施行状況等を勘案し、検討が必要な事項を整理し検討した。以下の対応方針により、政府において必要な対応をとることを求める。

## 制度全般に関する主な事項

保育標準時間・短時間の区分については、事務負担軽減が期待される一方で、保育の長時間化の懸念が指摘されており、その在り方について引き続き検討すべき。

保育の必要性認定における「求職」の取扱いについて、求職活動の内容・確認方法の例示等を通知等により周知すべき。

## 公定価格全般に関する主な事項

公定価格の設定方法については、「積み上げ方式」を維持すべき。

本年10月の改定により2号認定子どもに係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、経営実態調査において人件費割合が増加し収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乗せするべき。

地域区分について、自地域より支給割合の高い区分の地域に囲まれている場合には、それらの地域のうち、支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべき。

保育所等の安定的な運営にも配慮しつつ、土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべき。一方で、土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については、保育所等の運営全体に与える影響に鑑み、慎重に検討すべきであり、特に人件費の削減は、人員配置の実態にも鑑み行うべきではない。

減価償却費加算の地域区分について、保育所等整備交付金制度と同様に区分を見直すべき。

## 処遇改善や事務負担軽減等、人材の確保に関する主な事項

更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべき。

処遇改善等加算について、賃金改善の基準年度の取扱いを含め、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討すべき。

夜間保育所のより安定した経営の構築に向け、夜間保育加算を拡充すべき。

離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関する実態把握や対応策の検討に着手すべき。

## 教育・保育の質の向上に関する主な事項

職員配置基準の改善については、「0.3兆円超」の安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべき。

チーム保育推進加算・栄養管理加算の充実については、必要となる財源の確保と併せて検討すべき。

給食実施加算については、園として必要となる費用に応じた内容となるよう加算適用の在り方を見直すとともに、きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算単価の充実を検討すべき。

主幹教諭等専任加算について、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても取得できるよう要件を弾力化すべき。

施設関係者評価加算について、学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、自己評価の実施を前提に、公開保育の取組との一体的な実施に対する一層の支援に向け、検討すべき。

## 地域の子育て支援活動の充実に関する主な事項

障害のある子どもの受入れや、地域における子育て支援の取組の、公定価格における評価を検討すべき。

被虐待児等の要保護児童の支援に関し、要保護児童対策地域協議会への参加や個別の支援といった保育所等での取組を評価することを検討すべき。

## 認定こども園に関する主な事項

私立認定こども園に係る障害児等支援事業の補助対象の一部を見直し、事務の簡素化を図るべき。

幼保連携型認定こども園の保育教諭の免許状・資格併有の促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ特例の在り方について引き続き検討すべき。

## 地域型保育事業に関する主な事項

先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、地域型保育事業所卒園後の受入先確保を促すべき。  
連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況等を踏まえて、引き続き検討すべき。

## 地域子ども・子育て支援事業に関する主な事項

一時預かり事業について、職員の処遇改善や補助単価の見直し等を検討すべき。

病児保育事業について、実態調査を踏まえた検討を行うとともに、利用管理のためのシステム構築費用の補助等を検討すべき。

一時預かり事業(幼稚園型)において、障害児を受け入れる場合の単価のあり方を検討すべき。

## 終わりに

制度全般に対する見直しは第3期の子ども・子育て支援事業計画期間との関係性も考慮し、5年後を目途として行うべき。

公定価格の次回の全般的な見直し及び経営実態調査は、制度全般の見直しにあわせて5年後に実施することとし、それまでの間における中間的な見直しの実施についても引き続き検討すべき。